

国東市企業立地促進条例(設備投資に対する助成金)

国東市役所
活力創生課
産業創出係

●対象業種

製造業、情報サービス業、旅館、ホテル、航空運輸業、コールセンター業 等

●助成要件

- ①事業用の建物や機械等の設備投資額2,700万円以上
- ②新規雇用従業者3人(増設は1人)以上 ※常勤、1年以上雇用、国東市民
- ③公害防止協定の実施 等

●手続きの流れ

事業所(工場等)の新設または増設についての**表明書**を提出

新設または増設に着手、完了、操業開始

※表明日から1年以内に着手し、3年以内に操業しなければならない

指定立地企業**指定申請書** 提出

※新設:操業開始から6か月以内に提出 増設:操業開始から3か月以内に提出

指定立地企業指定、通知書発行

※必要に応じて
変更申請等の提出

指定通知書を受理した日から
1年を経過

助成金**交付申請書** 提出

※1年経過した日から30日以内に提出

助成金交付決定

※新規雇用従業者が国東市民であること
新規雇用従業者が1年以上雇用されていること
従業員総数の純増数 等を確認



助成金**交付請求書** 提出

助成金の交付



●助成金額

- ①設備投資額 × 20%
- ②用地取得費 × 50%
※①②の合計3,000万円が上限(増設の場合は1,000万円)
- ③新規雇用従業者数 × 80万円 上限は1,500万円
- ④事業所家賃 × 1/2(3年間) 上限は300万円/年

◎連絡先

国東市役所 活力創生課 産業創出係 Tel:0978-72-5183